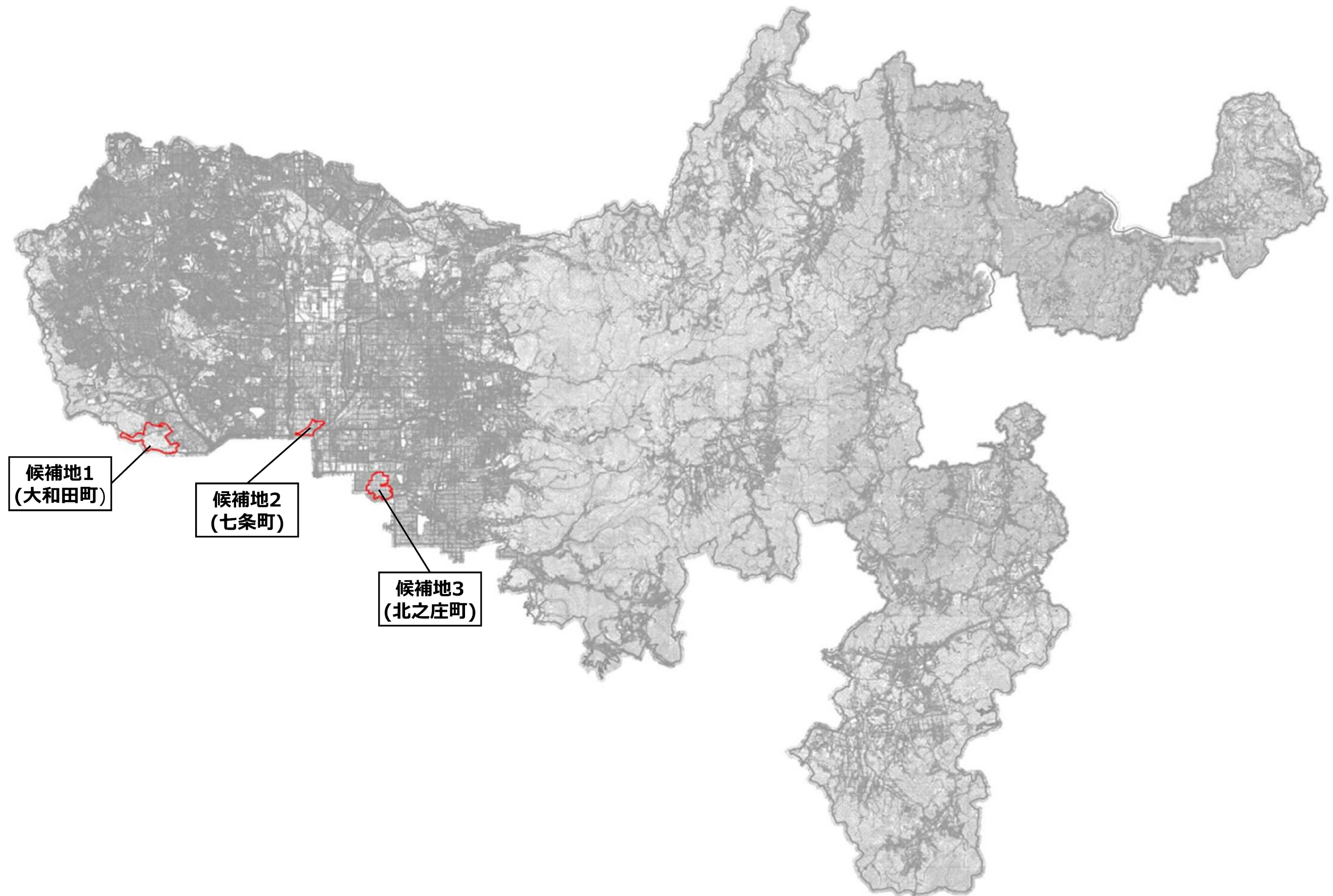


3候補地の現地視察について

令和7年8月26日
奈良市環境部グリーンセンター建設推進課

3 候補地の位置図



※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

規制等の用語解説

項目	解説	根拠法
活断層	「断層」のうち、特に数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のことを「活断層」と呼んでいます（第四紀（260万年前以後）中に活動した証拠のある断層すべてを「活断層」と呼ぶこともあります）。 現在、日本では2千以上もの「活断層」が見つっていますが、地下に隠れていて地表に現れていない「活断層」もたくさんあります。【国土地理院ＨＰより】 原子力発電所やダムなどの施設では、指針等において活断層の考え方が示されています。ごみ処理施設建設においては、指針等はありませんが、候補地選定の際に、活断層近傍は避けるものとして取り扱われる事例があります。	なし
砂防指定地	砂防指定地とは、土石流や土砂崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防えん堤の設置などの工事をしたり、治水上砂防のために一定の行為を制限したりするために、国土交通大臣が指定する区域です。 区域内では、治水上砂防の観点から、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為、土石や土砂の採取、立木竹の伐採等を行う場合は許可が必要です。【奈良県ＨＰより】	砂防法
急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜地（傾斜度が30°以上の土地）で崩壊のおそれがあるため、一定の行為（急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発するおそれのある行為等）を制限するために、都道府県知事が指定する区域です。 区域内では、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為や、土石や土砂の採取、水の放流や浸透を助長する行為等をする場合は許可が必要です。【奈良県ＨＰより】	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
土砂災害警戒区域	法に基づき奈良県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる以下の区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
土砂災害特別警戒区域	(a)土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）…土砂災害が発生した場合、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域 (b)土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）…土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域【奈良県ＨＰより】	
洪水浸水想定区域	国土交通省や奈良県で公表されている想定し得る最大規模の降雨（1000年に1回程度の大雨）による洪水浸水想定区域図のシミュレーション結果を重ね合わせて、河川氾濫浸水深を示しています。0.5m未満、0.5～3.0m未満、3.0～5.0m未満、5.0～10.0m未満、10m以上の5段階の区分に分けられています。【奈良市ＨＰより】	水防法
PL値（液状化指数）	その地点における地盤の液状化の激しさの程度を表す指標。各深度でのFL値(※)を算出し、その値を深さ方向に重みをつけて足し合わせ、調査地点での液状化発生の可能性を表す。液状化の発生する深さや層厚、非液状化層の厚さを勘案されており、液状化危険度マップの作成に使われることが多い。【国土交通省HPより】 ※FL値：想定される地震動に対する各層の液状化の発生のしやすさを示す指標。通常は、深さ1m毎に判定を行う。	なし

項目	解説	根拠法
風致地区	自然の緑を守り、付近の景観を重視し住みよいまちづくりを目的として、建築物・工作物の建設、土地の形質の変更、木竹の伐採などを規制する地区です。【奈良市ＨＰより】 候補地選定の基本条件では、「自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区、環境保全地区等には設けないこと。」と定めています。	都市計画法
農振農用地	農用地区域は、市町村が定める農振計画において、長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域をいいます。したがって、農用地区域内の土地は原則として転用が認められないこととなっており、例えば農地を転用するためには、農地法に基づく農地転用許可に先立ち、市町村において農振計画を変更し、その農地を農用地区域から除外することが必要となります。【奈良県ＨＰより】	農業振興地域の整備に関する法律
保安林	保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。【林野庁ＨＰより】	森林法

項目	解説	根拠法
埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地は大きく分けて「史跡」「重点地区」「その他の埋蔵文化財包蔵地」に区分けされます。 ・史跡：記念物のうち、重要なもの。（文化財保護法第109条） ・重点地区：奈良県の内規「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財取扱い基準」で定めれた地区 ・その他の埋蔵文化財包蔵地：貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（同法第93条） 埋蔵文化財包蔵地で建築・造成その他の土木工事を行う場合は、記録保存等の文化財保護法に定める手続が必要です。	文化財保護法

項目	解説	根拠法
住宅の近接状況	調停条項では、「住居専用地域に近接しない場所から、環境への影響、周辺住民との共存及びごみ収集の効率面等も考慮しながら適地を選定する。」と規定しています。また、過去の策定委員会における候補地の選定における基本条件では、「住宅地群に近接していないこと。生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、住居専用地域等には設けないこと。」と規定されていましたが、「群」や「近接」について具体的な規定はありませんでした。参考として、図では住宅から300m以上離れた形で煙突を配置可能かについて示しています。	なし

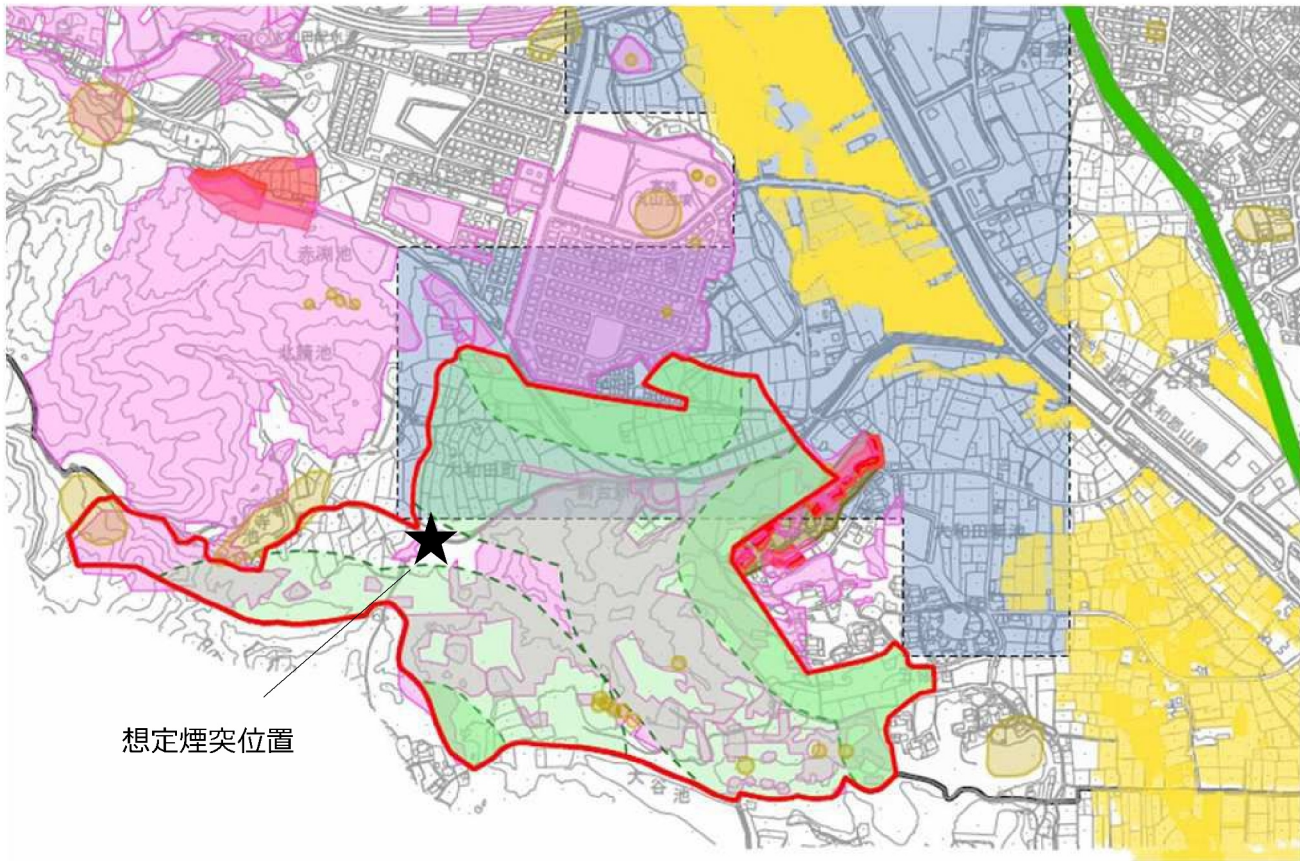
候補地 1 大和田町

候補地 1（大和田町）の状況等

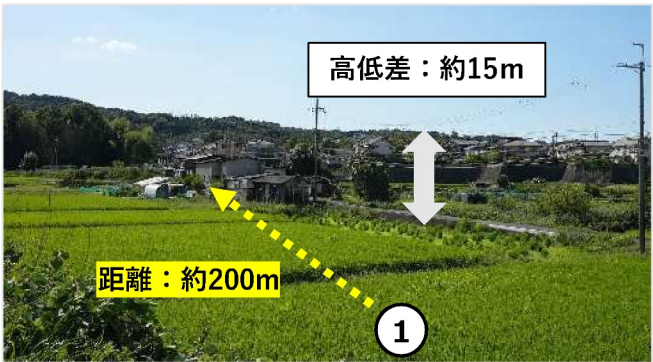


評価項目	内容
敷地面積	52.4 ha
住宅の近接状況	候補地周辺の3方位(北・東・南)に住宅地が点在する。 ※周辺の住宅から300mの離隔を取った煙突の想定位置(右上図の★)
道路交通への影響	枚方大和郡山線20,247台 + 搬入出車1,160台 混雑度(現在)0.66 増加率1.06
施設配置の制約	候補地面積が広く、施設配置上の制約が少ない。
市民持込の利便性	収運コスト現施設比：1.06
用途指定の状況	農振農用地、保安林の指定を受けていない。風致地区に近接している。
土地利用の現況	現状は大部分が山林を占めている。
施設整備にかかる費用 及び維持管理、収集 運搬にかかる費用	施設建設コスト 563.0億円 推定土地価格 6.8億円 道路等インフラ整備 4.7億円 維持管理コスト(30年) 420.0億円 収集運搬コスト(30年) 508.8億円 計 1503.3億円
廃棄物処分場があることによる影響	廃棄物処分場は過去にも立地していない。
土地の所有者数	10haあたりの所有者数40人。
災害リスク	大部分が砂防指定地である。その他はなし。
その他住民からの意見及び 請願で指摘された事項	該当なし

候補地 1（大和田町）の各種法規制等



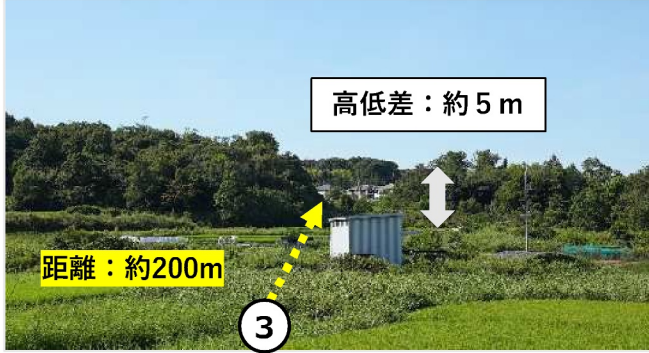
①②③地点から見た周辺写真



① 大和田町の住宅街方面から見た候補地の眺望



② 候補地内の山林部の状況

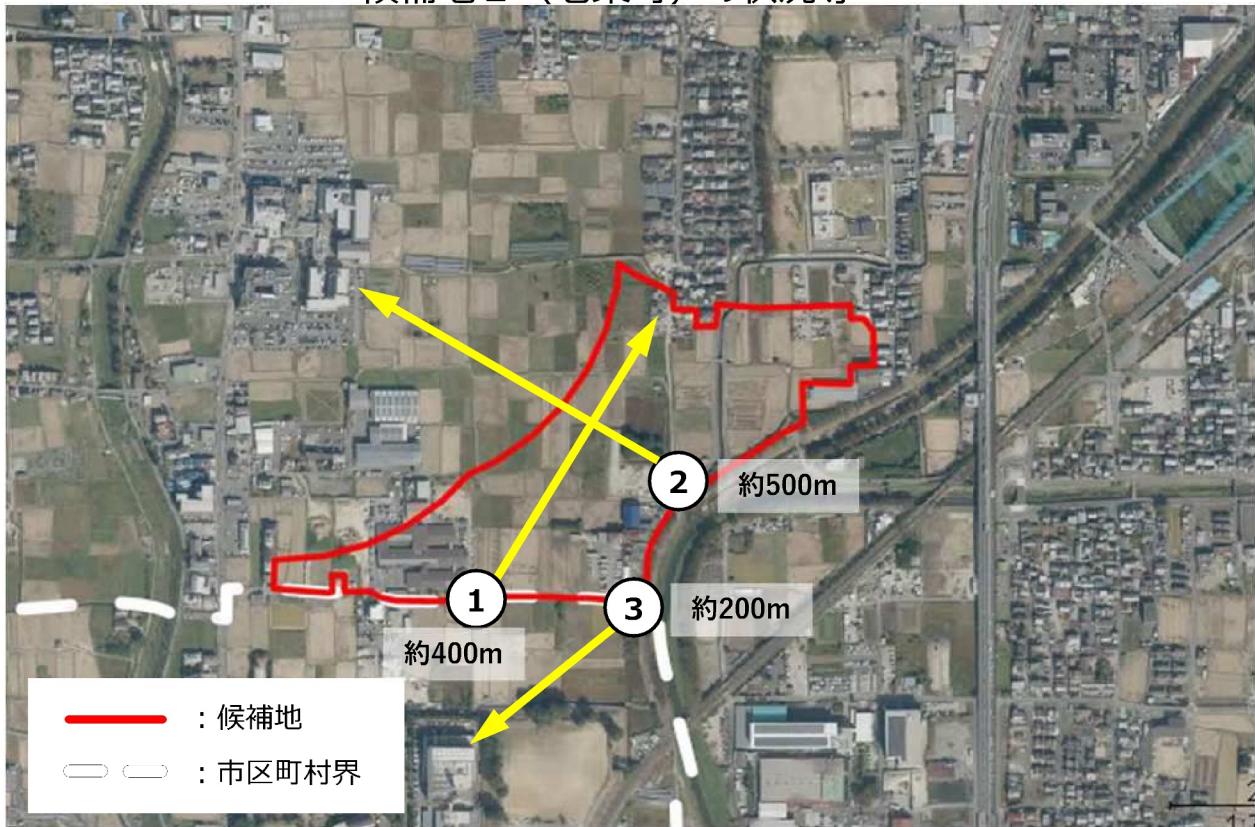


③ 候補地から見た丸山住宅街の眺望

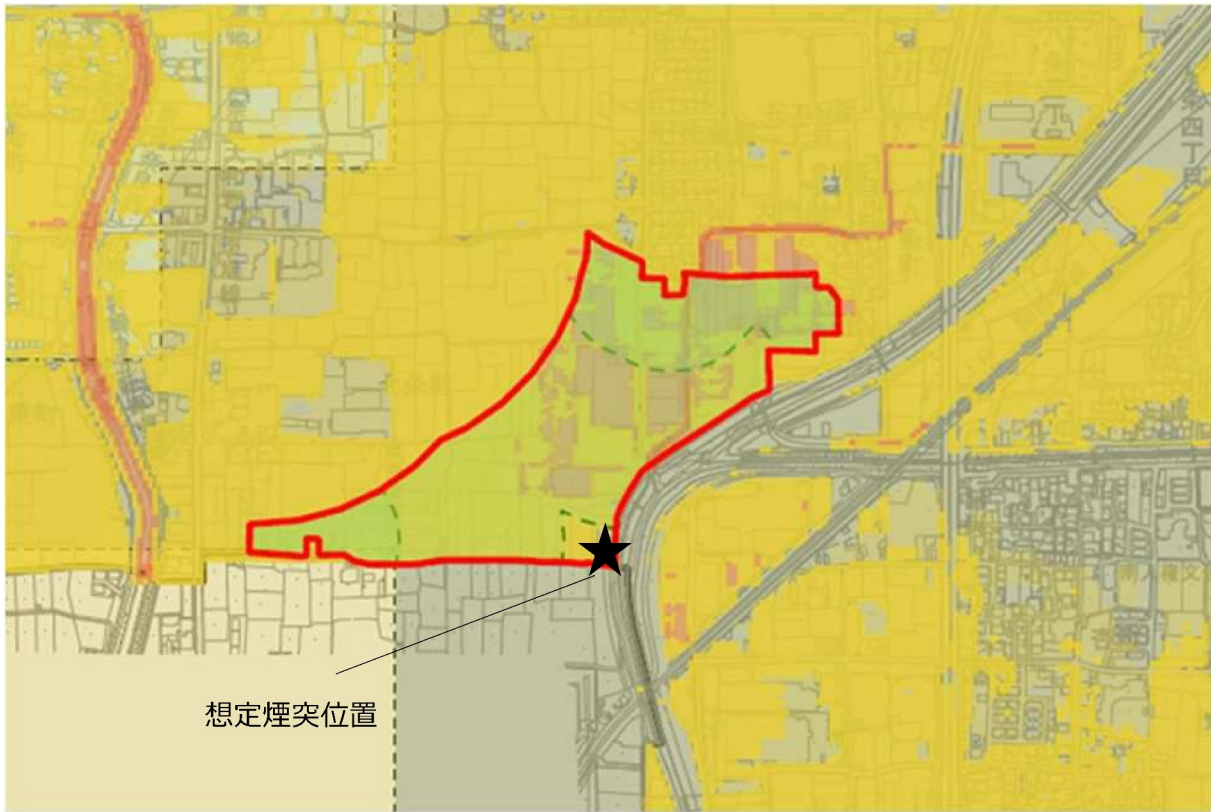
- 候補地の区域
- 候補地の区域に最も近い既存の住宅から100mの範囲
- 候補地の区域に最も近い既存の住宅から300mの範囲
- 活断層
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 砂防指定地
- 洪水浸水想定区域(～0.5m)
- 洪水浸水想定区域(0.5～3.0m)
- PL値(液状化指数)(5～15)
- その他の埋蔵文化財包蔵地

候補地 2 七条町

候補地 2（七条町）の状況等



候補地 2（七条町）の各種法規制等



評価項目	内容
敷地面積	11.3 ha
住宅の近接状況	候補地周辺の3方位(北・東・西)に住宅地が点在する。 ※周辺の住宅から300mの離隔を取った煙突の想定位置(右上図の★)
道路交通への影響	国道24号38,815台 + 搬入出車1,160台 混雑度(現在)1.16 増加率1.03
施設配置の制約	候補地形状がいびつな箇所を含んでおり、施設配置上の制約が多い。
市民持込の利便性	収運コスト現施設比：0.97
用途指定の状況	農振農用地、保安林の指定を受けていない。風致地区に近接していない。
土地利用の現況	現状は農地としての利用が主であり、新たな森林伐採の必要がない。
施設整備にかかる費用 及び維持管理、収集運搬にかかる費用	施設建設コスト 546.0億円 推定土地価格 21.0億円 道路等インフラ整備 7.4億円 維持管理コスト(30年) 420.0億円 収集運搬コスト(30年) 465.6億円 計 1460.0億円
廃棄物処分場があることによる影響	廃棄物処分場は過去にも立地していない。
土地の所有者数	10haあたりの所有者数77人。
災害リスク	一部が洪水浸水想定区域(3.0m以上)である。 全域が液状化指数PL値5～15未満である。
その他住民からの意見及び 請願で指摘された事項	全域が埋蔵文化財包蔵地であり、重点眺望景観に該当し、 大和郡山市清掃センターが重点眺望景観の構成図内に位置する。

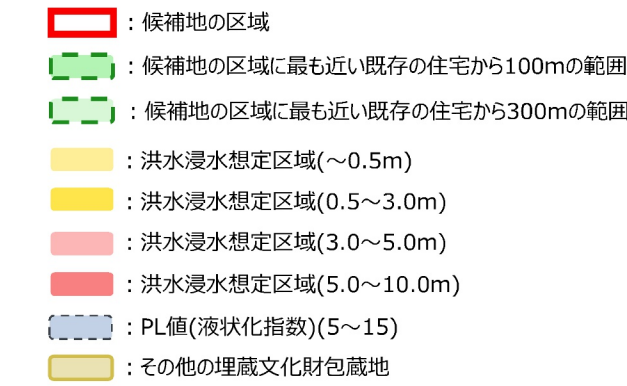
①②③地点から見た周辺写真



① 候補地から柏木町住宅街方面の眺望



② 候補地からマンション（七条東オリエント）や西ノ京病院方面の眺望



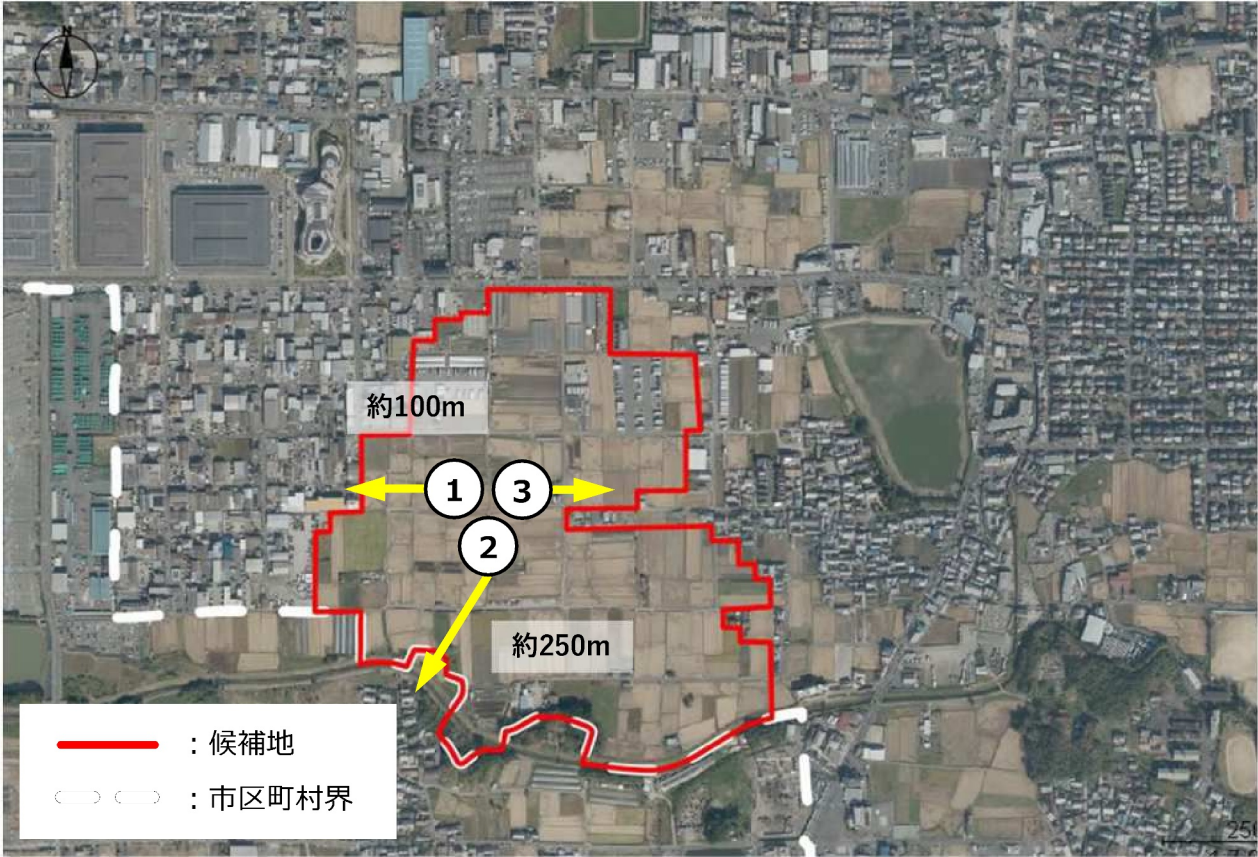
※ ここで表示されている洪水浸水想定区域(5.0～10.0m)は、周辺地盤高よりも3m前後低い河床を地盤高として計算されている。



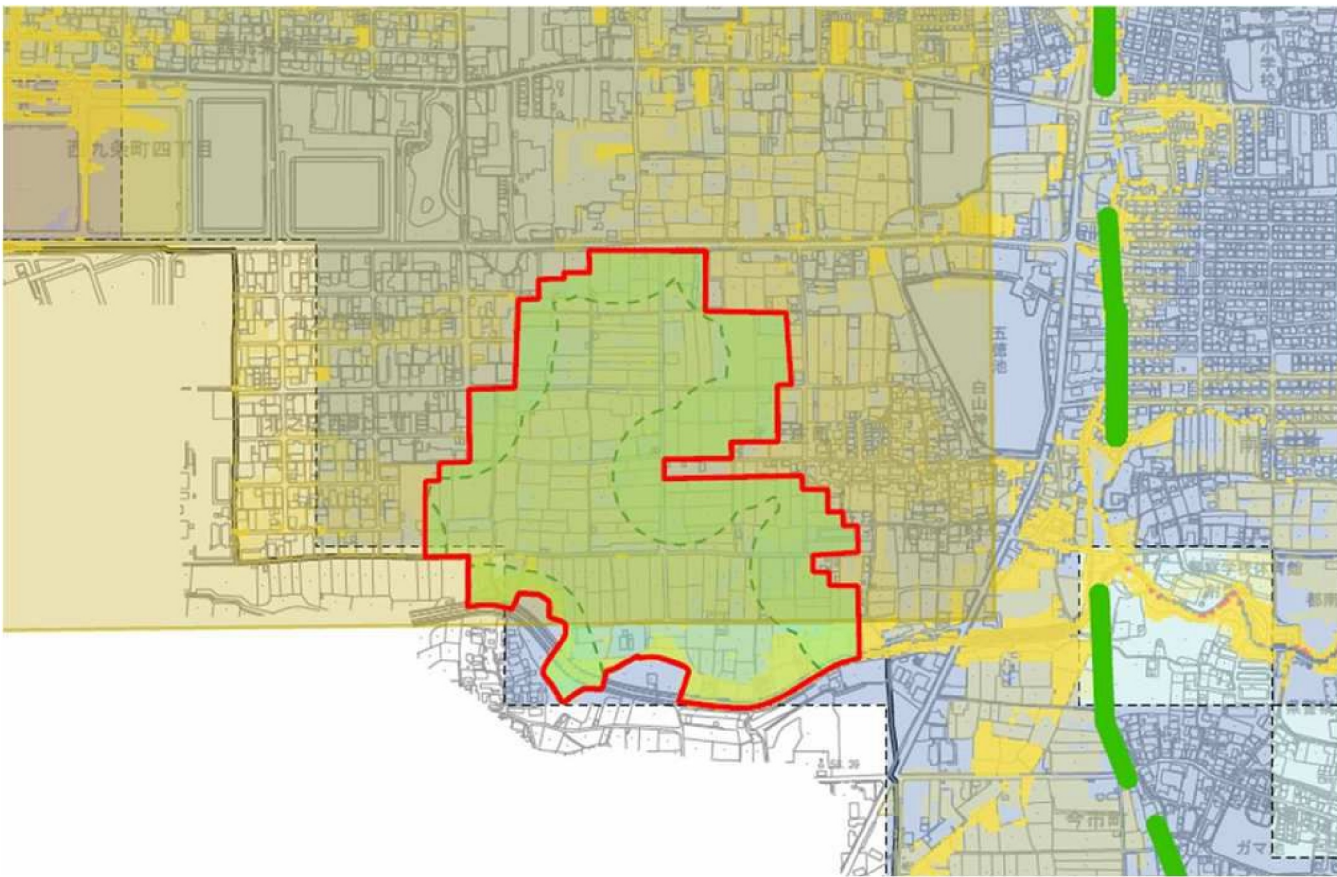
③ 候補地から大和郡山清掃センター方面の眺望

候補地 3 北之庄町

候補地 3（北之庄町）の状況等



候補地 3（北之庄町）の各種法規制等



評価項目	内容
敷地面積	28.8 ha
住宅の近接状況	候補地の周辺を取り囲むように住宅地が存在する。 ※周辺の住宅から300mの離隔をとった場所に煙突の配置ができない。
道路交通への影響	国道24号38,264台 + 搬入出車1,160台 混雑度(現在)1.05 増加率1.02
施設配置の制約	候補地周縁を住宅が取り囲んでおり、施設配置上の制約が多い。
市民持込の利便性	収運コスト現施設比：1.05
用途指定の状況	農振農用地の指定を受けている。保安林の指定を受けていない。 風致地区に近接していない。
土地利用の現況	現状は農地としての利用が主であり、新たな森林伐採の必要がない。
施設整備にかかる費用及び維持管理、収集運搬にかかる費用	施設建設コスト 546.0億円 推定土地価格 21.0億円 道路等インフラ整備 0億円 維持管理コスト(30年) 420.0億円 収集運搬コスト(30年) 504.0億円 計 1491.0億円
廃棄物処分場があることによる影響	廃棄物処分場は過去にも立地していない。
土地の所有者数	10haあたりの所有者数43人。
災害リスク	全域が液状化指数PL値5～15未満である。
その他住民からの意見及び請願で指摘された事項	ほぼ全域が埋蔵文化財包蔵地であり、重点眺望景観に該当する。

①②③地点から見た周辺写真

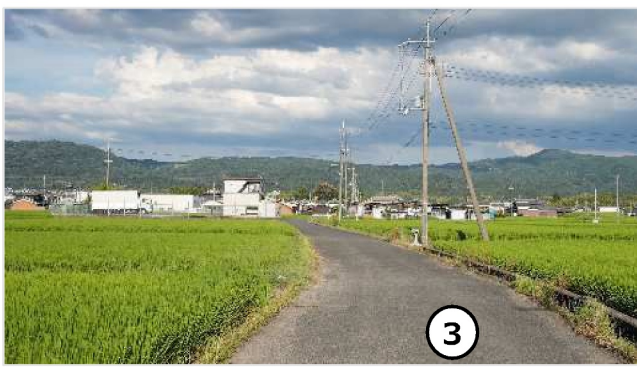


① 候補地から工業地域方面の眺望



② 候補地から大和郡山市側の住宅方面の眺望

- 候補地の区域
- 候補地の区域に最も近い既存の住宅から100mの範囲
- 候補地の区域に最も近い既存の住宅から300mの範囲
- 洪水浸水想定区域(～0.5m)
- 洪水浸水想定区域(0.5～3.0m)
- 活断層
- PL値(液状化指数)(0～5)
- PL値(液状化指数)(5～15)
- その他の埋蔵文化財包蔵地



③ 候補地から北之庄町の住宅街方面の眺望